



ル 2
3052
4

早稲田大學	圖書部
寄託者	田文庫
寄託書	第五一號
第	13 號
第	止





Handwritten Japanese text in a cursive style (sōsho) on a page with a wood-grain border. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are dark ink on a light background, with some faint, ghostly impressions of the text visible through the paper from the reverse side. The text appears to be a list or a series of entries, possibly related to a collection or a specific topic.

門ル名3
號 2864
卷 4

門ル 2
號 3052
卷 4

奉使日本紀行



第十二篇 日本逗留

日本人の異國人を取扱ふ人は麻了る用急が
るを兼て聞て交なれ我等交り来りて他邦の
人を能く取扱ふ人と思ふを今度我船
を大國の^主たる隣國への好むのためには送らる
使節を載せ来る所にして其國人の物氣遣すも風俗
を多し心を用ひ専ら和親をあらわすに交なれ

大正七年九月廿日
内田米子氏贈



青地 盈 譯

高橋景保 校

定光 日本人も我等を罪道に厳しく取扱ふ所
きすれ、^一道中に一^二兼て我等の志す所の政羅巴
人よめ了^一き此地方の交を見聞するの益もあ
らんと思ひしを望み阿蘭陀人ハ巴二百年来
此國に往来すれども如何成定あらず也日本地方
の交を他此政羅巴人に傳ふ事^一を^一但前百年以
来政羅巴人此國に来りて其紀交を著せりとの只
二人ある其昔日本にて耶蘇教徒を滅亡せし^一に望
彼耶蘇會士等の日本乃交を世に傳ふ事との絶て
以後日本紀行の書を著したるものも只此二人の

聖此二人も阿蘭陀人よ、^一何うすや^一れ^一と^一阿
蘭陀人^一日本日本の交を政羅巴人に傳へ^一交ハ絶
て^一あ^一交^一抑阿蘭陀人ハ日本の交を書記して
他^一傳^一せん^一日本人^一を^一罰^一せ^一る^一を^一思^一ふ^一也
阿蘭陀國政^一此交を禁する也若日本よを罰する
のため好^一を^一ケ^一ニ^一フル^一及^一ト^一イ^一ベル^一共^一ト^一日本紀交を
紀事ハ日本の阿蘭陀通交等も皆能^一忘^一れ^一る^一を^一知^一れ^一
日本政家にもおれを聞ふらく^一を^一知^一ら^一ハ阿蘭陀
人に仰て此等の書の頒行を厳しく禁する處
き^一其^一余^一の^一事^一を^一聞^一に^一知^一ら^一ハ阿蘭陀人ハ平戸長

崎地方の吏を書記して科行するもの取しケルフルの
書ハ元日本に通常の俗書を書せしむるをれども
長崎の近方と奇と豊博の間の海波と通航せしむる
畧日本地方の吏を記しければ日本彼を罪せし
とすむ比沙法五形一然らハ阿蘭陀人の吏をわす
るを起るるものにして實に笑ふべき偏心取を彼等
世の未審の吏を發明するを不朽の業を望とハ志す
厚し然るに此庸俗の所為にして人情に反するハ何れ
也夫諸厄利亞人の他邦と交易するハ吏司の公然
と許す所なりて阿蘭陀人の交易するハ私に竊に
すむるもの形も也諸厄利亞人と阿蘭陀人との交易の

様を今より少るにその優劣を言を俟ずして人々の
知る所あるこの話ハ吏に要取られハ論せず次に
長崎より取扱をれたる様を記す
我侍長崎に未至してハ日本人の阿蘭陀人を扱ふを
を寛裕取人と思ひしに自ら欺られたる公地を
是より船中には窮屈せしにわすす我等は是を
拒むんことを思ひしに日本官吏の預めありハ
既にそのこと極められたる外はわすすきやう形
として我等は望むも肯はず實に我侍ハ囚人の
如き所をさめにして使節も^我き水夫も等しく

扱つれり也且使節の陸より居る間ハ阿蘭陀通詞を
船に集るるも船に残る居る者ハ少くも陸の事
情を聞出す人き少くも船に在る者ハ陸より揚
時ハ下賤の通詞是故より予ハ長崎に逗留せし六月
未だ其の船に在る日本の変に於て聞得る事少く此
余に取れし日本の変に於て聞得る事少く此
紀を見る者詳説なきを怪しむ事取れ今ある事
一所ハ其有る事少くも次第に書綴りたる許に之を要
なき事多し是只予自らこれを見て往時の記念
とすより其の事但徳て其実の事と取れハ止むべき
にもある事少くも

今先長崎より我等、囚人の如き有る毎日本人
の疑念深き事並に使節に許せし事をも記す
日本人の疑念にて我等を怪しむハ初め長崎に著
せし時直より先我船の火薬武器諸士の銃を其の
内より高價の品もあまたを盡く取上り其後
四ヶ月を過て諸士の銃ハ修理の爲より返せし、已
久しく捨置たれハ大きき銃損したるもあまた但
我等士の帯剣を許し置ぬ是ハ阿蘭陀人より許す
事少く所あるも又船夫にハ銃及び其器具をも許し置
たり是阿蘭陀人よりあまたを彼船ハ兵卒を載

来るを許さざれば船を使節に其徒者も共に上
陸を許すのし賜ふす其武具等も推しめたる此使の
日本官吏甚く拒みよると見へて数日の間通交等
使節も説いてこれを止めんとて其使の彼國の先例
にあきのし賜ふす異邦の武具を装へる兵士を上
陸せしめて國人に見せしむ如何なると云ふれども
使節の陪従の備あり独歩せんといふ肯いす通詞等
の勧めも應せざる也然れども使節たるもの異
邦の地に入りて流民の如く独歩す人き謂れざるは
日本人も此使の使節の意に任せざる慮あらざるも

長崎奉行決断あり計らひかたき使を見へて是を
先せりまゝ一ヶ月を過たると是の馭使にて江戸に伺
へるあり

使節の陪従を具して上陸せしむる日本人勝月より
なるに地より後日本人も甚く苦迫せりま
し其報を見へぬれば我^等陸地に往使を
得ざるのし賜ふす船の周りをせしむる舟を遣
交を禁したる我等陸より道遙場を請けり四十
余日を経り許されし其場所の船より近き濱の
入江より取巻たる所を其陸地に高き竹牆を以て

遮り長さ僅に百歩幅四十歩に過す其場所二所の
番^所を置其場の内草^所に^所置^所地を^所の
如き所を^所の道^所場と^所する^所に^所堪^所す^所只^所星^所家^所の^所測^所量^所
所^所の^所用^所い^所し^所腹^所を^所其^所地^所を^所日^所本^所人^所の^所詞^所を^所キ^所ハ^所ツ^所と^所呼^所ぶ^所
木^所鉢^所船^所を^所其^所の^所所^所に^所往^所に^所を^所十^所二^所艘^所又^所は^所十^所五^所艘^所の^所
御^所也^所番^所船^所来^所り^所て^所我^所小^所舟^所を^所圍^所こ^所往^所返^所せ^所し^所腹^所を^所

初め我船長崎に来りし時阿蘭陀船の甲比丹に我
等来りし^所を^所告^所知^所せ^所以後^所の^所更^所を^所も^所頼^所あ^所る^所爾^所後^所
日^所本^所人^所ら^所を^所我^所等^所阿^所蘭^所陀^所人^所の^所船^所を^所訪^所を^所禁^所し^所又^所
阿^所蘭^所陀^所人^所も^所我^所の^所船^所も^所来^所る^所を^所許^所き^所を^所乞^所き^所尚^所日^所本^所官

夫の非理あり更ハ彼船の「冬」に出帆せし時我等
の書簡を彼に託す更を禁し只使節よを我船に
日本に着せし更を本國の官家に達す書のを遣
^所を^所許^所し^所其^所書^所中^所に^所ハ^所只^所「^所カ^所サ^所道^所」^所を^所日^所本^所に^所着^所し^所
船中の人衆無更なる事をを記すし其書を
阿蘭陀通詞に託す其寫しと共に奉行の檢点を
受て後阿蘭陀人の^所を^所許^所す^所し^所右^所の^所如^所く^所計^所い^所
て後下吏二人来り其書を彼に封せし腹を
又阿蘭陀船出帆の時我より小舟を彼に送るす
と以上是より由り阿蘭陀船の我船の前を過し時予

彼甲比丹「ミユスケケル」と「ルマル」といふ出帆を祝す
一言を述べ「」に彼等「」を一言の應もせざる其後
阿蘭陀商館の司「」を以て使節に謝せし日本
人「」を今度出帆の甲比丹に命じ我等「」詞を懸る
と「」答を拒す「」す「」嚴しく禁せし「」故り
彼等「」答を拒す「」ある「」の如く無理不法の
官吏の言を守り「」彼等「」口を閉應せざる「」実
笑ふ「」き「」更「」多「」く「」嗚呼「」政「」羅「」巴「」國「」礼「」義「」正「」し「」中「」に「」先「」
ち「」我「」を「」以「」て「」彼「」奴「」輩「」の「」詞「」を「」用「」ひ「」此「」愚「」庸「」の「」前「」に
身「」を「」屈「」し「」忍「」ぶ「」は「」堪「」え「」ず「」海「」を「」き「」業「」を「」す「」也「」彼「」の「

我敬をいたすに傲りて身を屈せし只點頭して
應を拒せし其傲慢可笑也
使節に上陸を許し客館を宛行り「」公「」斯「」瑞「」下「」
諾「」波「」兒「」の「」七「」塔「」盈按公斯瑞下諾波兒七塔の各此都「」セ「」ト「」ウ「」レ「」と名け
て七基の塔あり所ありて申し囚人を置く所ありの「」こ「」し「」我「」使「」節「」の「」上「」陸「」せ「」
所「」の「」ハ「」メ「」カ「」サ「」キ「」梅ヶ寄し其備と見「」ち「」其「」館「」ハ「」海
濱「」に「」て「」南「」と「」東「」に「」海「」を「」帯「」ね「」る「」狭「」き「」所「」に「」て「」窓「」の
下「」に「」を「」潮「」の「」さ「」し「」来「」る「」窓「」も「」僅「」に「」一「」尺「」許「」の「」大「」き「」れ「」う
二重の格子の甚く暗く館の周を高さ竹牆を
施せし是彼ハ日本人のれを防ぎしに足

りぬと見ゆ其館の門は海の中二行の竹尖
を作り小舟を此所を著るに夫来の間を通る也
其入口に三重蓋りの大門あるその門外は番人等
小舟此門に近づくと時ハ其鎖を解け又其内は
「メカサキ」に居る番人出て之を蓋小舟の返る時ハ
内又蓋の蓋をの番人先鎖を開き次ハ外又蓋の蓋をを開き置き返ると同じ
く必出入に鎖を開蓋を又陸の門守も其木戸の開
蓋前と同じ使節の舎外に少の空地あり其所
にも門あり常に蓋あり其所の側荷物モラキの敷を
去らういふに教その門を開蓋せし故は後ハ

番人とも常れしを也此を開き置き但其敷の外ハ
又守舎ありて之れを守れしとて諸守舎に十二人
の小頭役ありて歩卒を率て交互に守備を勤
むる其外にも吏ありて諸守舎を廻り我方及び諸
番人等を驗す此を町の方に行き方にも又門あり
此も常に蓋ありて之れを番守を使節の客舎に
通る二門を終りに開き置しり番人常にこれを
守り一瞬の間も怠りず船を陸に行て人数を改め
若初め来りたる人数不足なれば小舟を返さず船
の人陸に一宿すたる其代りに陸に居一人を船

に遣りて初め来りて人数を合す船も又陸に居る
人船も来り宿するも同じく船を船夫にしても人
その代りとして陸に宿せしむ是ハ元陸に居る人
数に限るあるて増減す()す云云校にして只人
数さへ合ハ其人の貴賤にを問はず見也
船の端舟を修理しハルカス船は用也の上此覆を
造り替へ銅板をおつらる等の変更をあたへき作事
場を借らんと請われハ一所を許されし其狭く
潮の満る時にを作更すと云ふ且木鉢郷の如
此竹柵を結廻し其内に作事する間ハ番船二艘来

り守りて少くもその辺を道通するを許さす又
観象に用ゆべき場所ハ許を得ず本鉢郷ハ此所也
竹柵の障あり且木鉢郷郷ハ夜ハ往來を禁す故に彼
所ハ観象の器を立置へきや水く逗留中只セキ
ス名トにして月を測るの外ハ他試驗をあたふ能は
ざる也

(注)ハメカサキに境する山ありといふも此所も
竹柵を施して限界とせし
日本人の疑念深き態ハ我輩心あり日を廻せ
し又稱す()き好まざる也我船の修理

に用ゆる材木を請り任せて送る典へ又船夫等
の糧料の備へ望むに任せて焦品を多く送り出帆
の前、船の料として二ヶ月の備として凡八千封度
封度の量名百の積りた多品を賞ひ受た是後委
二十八銭とすの積りた多品を賞ひ受た是後委
忽共我等を賃を出し物を買ひわたく禁じたり

我船始め長崎に着てしる出帆するの記

初め我船の長崎に着てしる時日本を小舟を出し
教導して午後第四時申より夕第六時半酉時に
長崎の港口に碇す此夜第十時時分に地方を官吏
等小舟にて船を来り會釈し取くカユイト船の胸に

入り長檣の上座し其後属等燈臺の前より並居り
烟具を取り出し烟をくむらせり其烟管ハ細き
管あり四五ふくつけ吸た是總して其人数二十人
計りあり其内は阿蘭陀通詞数人あり此通詞を以て
コロニスタートよき発帆せし後の航路を詳し問日本
の東海濱高麗の海峡を通行せし所を尋しとて
此航路ハ日本人より知らず所故なり云へると見ゆ
且尔後我船此所を出帆せんとせし時高麗と
日本との間此航路を通詞等の頼りに説きたるを
聞き其第一の通詞を助左衛門と名つけ此者せし

地理学を心得た見へ「テネリフ」は「カナリヤ」諸島が
タリナは「ブラシリ」に属する事を知れ里然共彼等を
試るに其自國の諸島の位置^置度数に及て疎^疎を
るを見し事^事彼等我船のカハサツカより長崎
へ僅一月の内に著せしに驚き^驚ありや^やす^す事^事
き又一時程後れて阿蘭陀商館の司^使「トウフ」とい者
甲比丹兩人と「バコバフスト」名を伴ひ来りたり
彼等カエイトに入て官^使の前よりや暫く屈伏
して通詞を以て礼義を述^述き^きり^り更^更に^に少^少く^く頭^頭を^を垂^垂
て之に應せし此阿蘭陀人の礼、政邏巴人と日本

人の中を取れる仕方あり日本人の礼、地に平
伏し頭を地よりつけ辞に従て少く前後に進退
す阿蘭陀人の衣服の製も其成長の習とより^習の
より身を屈する^屈、甚^甚に^に難儀^{難儀}なり^{なり}、^下彼等日本風
の礼を^礼、其^其身^身、正角の體^體、手^手を^を前^前に
伸して二三分時を過し彼等許の辞を^辞、始^始に
身を起す^起を得^得、阿蘭陀人云^云、江戸より出^出
て礼^礼、今^今此^此所^所に^にあ^ある^るより^{より}猶^猶、^下其^其禮^禮
更^更に^に其^其江^江戸^戸に^に出^出る^る前^前に^に、^下禮^禮、^下但^但日^日本^本人^人我^我等^等に^に逢^逢て^て、^下阿^阿蘭^蘭陀^陀人^人の^の如^如く^く屈^屈伏^伏せ^せよ

と云ふ事なき、爾後官吏再び船に來り、予にその事
事柄を尋ね、時其所に並居たる通詞一人、予を背に
手をくみ、やわら^ひに抱^き、故^り予を引^き、彼を見
向^つ、れを夫^として止め、是^を予に屈伏せしめんとの意
あり、予、叔^に此夜、予十二時^子時に彼役人船を出^せられ、
時明日船を港内と導^し、一^と約束して帰^れ、此夜
船の周りに十二艘の番船來り守り、予、其船印
と肥前侯より屬^{する}、此の船と日本人といふ、肥前
侯前、長崎近傍の地を領^{する}、故此二侯より互^に
交替して、其の如く守備を勤^む、又大村侯

も長崎に於て、令^て其属をして陸^にあり、使節の居所
に守備を勤^め、むる、といふ、
彼官吏に對して通詞等、非常の尊敬をい^はす、故^に
貴官あり、と思^ひ、後に聞^く、卑賤ある、その
にて奉行の指揮に従^て、勤^む、の、取^られ、通詞等、我
等々前^に、彼吏に通^じ、辨^す、時、彼々前^に、身を屈
し、頭^を低^く、詞^を發^す、每^に氣^を發^す、
〔注〕口にて氣^を吸^ひ、詞^を發^す、貴人^に對^す、
日本人の習^ひ也、
一、聞^く、其の聲^を、訥^と云^ふ、

寵榮をす多変に於て此を上著しその下に己の
記章をつけて着すも亦又日本人云々あるハ若使
節に國帝よりその記章を誅し其服を賜賜ハ氣も
上首尾あると凡日本織物も其記章を誅付支那織
物ハ紋を繡す冬は衣の敷五ツ六ツも重ね着す
然れども我等見るに一人も哆囉呢を服する所の
形一又第一月第二月ハ日本にて寒氣甚しき時形
れども毛皮を服する所形一又足をおむるを志す
を見一其コウマ袋を脇の半にも及びす皮も
縫合せたる履ハ藁にて作らるるものにて緒あり

足の大趾の間に袂を行く家の内別に床形を盡く
蓆薦を以て敷形一有て家に入ると履を脱ぎ
形も貴人の大抵歩行せざるゆへ履を用ひるに及
ばず但終日座して脚を體の下にひききて履ハ苦
しき口さある履一後者ハ冬は以て共その履も
堪え通す形も又日本人の頭の風はさらして堅く
形もたすも其へてその頭髮の半を剃去て極暑の
熱はしつるを又北風の寒烈あるにも何れも頭
を包み寒を防ぎ日の光を遮る物を用ひす但雨に
雨傘を用ひるの製衣調油を引たる物の上頭の方に

てありぬ疊ひ上頭を前を向て少く彎り多形
形を頭髮ハ日毎に油をぬり別判意を用也髪ハ別
らす小キタ銀也銀にて之を抜き去り再び生たるや
うにす其タ銀を金にて造り日本人の懐中道具
第一品とす我等を思ふに日本人を襯衣ハ綿水
を用されをその體清潔あり海にきにて反て體も清
潔あり總て日本人の所為を考ふにその性質清
潔ありそのと見一た也
次日第四時申日本人下を米奥鳥よて製したる食
物を使節への贈物として人々小舟に乗王銅鼓を

鳴して船を来しぬ其人とを一ハ奉行は属する身
一の官吏と「オトナ」と稱する市中の酋長を尋ね
の官吏ハ「カエイト」の標就き「オトナ」をその右に座
したる彼等阿蘭陀甲比丹「エヌクエー」を伴ひ
来りぬ此甲比丹を諸厄利亞拂郎察独逸都語を通
し航海の術に委しきまらぬに予々ために益一倍
魚一と思ひしに日本人の疑念を憚り彼と談する
交を得さるしハ遺憾あり
官吏等二度目船に来りハ船中の火薬武器を取
上りて後船を此上を西の方へベンベルク景保高鉾島取る

阿蘭陀人斯シの方には在へしとして西より東の
名つけし船の方には在へしとして西より東の
方に在支那の船五艘あり居れり第十二時子船
の碇を上り引船十六艘にて船を引二里半計を往
て見れり此は支那船五艘ありし船毎に脚
船十二三艘を繋ぎ順次に船を引し我船は風も迷
らひて行し一時計りに二里を進し曉第四時
ありて深さ二十五尋あり所は碇す船の周りにを
三十二艘の番船とり取囲はれり此所はベンニル
の西乃方にしてその方は大海ありお聞らけられり
風あり時ハ彼番船ハ吹さらりて其所ををあり

風止は再び其所上漕戻す多斯のこくす多夏凡
毎日に二次上及へりその番船乃内を官船も有
官船ハ白と花色と白の旗を立てり其他多外ハ肥前
侯の船形其内ハ最大あり一艘花色の幕を張り
船ハ倉二柄を建たりは此三十二艘の外ハ最も
我船ハ近し小船三艘あり是ハ我等ハ陸の用意を
辨りんためあり

第十月十二日第四時申支那船の出帆するを見たり
彼船の形ハ人皆志する所なれり此に記すその
帆を揚る様甚し拙し先船中ハ百人余もあり

其人衆盡働き驚く一き叫呼を發して二時計ありて
 一の帆を揚たり輾轉して巻と見ゆ船海灣に出
 第一乃継檣の帆を揚たり是ハ木綿帆也其の
 他ハ薦の類也造りたるはのこき帆の仕方
 一を順風の時にこの船を遣^はりしにても風あ
 りき時に船危りん午正の頃風東北より北差
 比西に向ひられハ彼船を出すに順風あり（きり）
 船を返して戻り来りかくすうと二度に終に
 東北風あり望して全く海へ乗出りぬ
 第十月の十一日十三日十五日ハ日本人の祭日也

景保按毎歲九月九日十一日十三日
 長崎諏訪社の祭礼ありといふ
 通詞之
 在ケルこと景保按和蘭諸祭礼と名く是此地の神
 祭中して其日を續け^て隔日に常の勤を賜せり祭
 日つく時ハ人身懶惰に務を連日酒食に飽娛り
 遊やまきハそれうためハ身を勞^して終りて後
 数日を經されハ常に復せざるを慮りてかくす
 といハ里日本にハ日曜日の祭也ハ常に祭勤とい
 業を休むとい甚^く由^り只此ケルマスと新年の賀
 を以て歳中著^しき休日とす
 第十月十六日我九月十四日官吏等引舟百艘を従へ来り

船をバベレガエルの東側に引行て午後第一時
午時に十八尋の所に碇せしむ海底の細砂を
石形の小碇の船の東南に方に投し是れ日本人
此所の北東側に船を整えに置し早に船
を港内に入れて船を修理せんと欲せしむ
江戸上る許しなき故より望を肯はずの追辞
にや日本人の去るハ使節を乗せたる軍艦を阿
蘭陀の商船と同列に置置されハ遅滞す
る船を阿蘭陀船出帆せし速に船を港内に入し
其假詞笑ふ

第九月二十一日 我九月十九日 通詞船より奉行の余形
として傳へ云々を明朝阿蘭陀船二艘此ハバジ
ルクに來りし必我等より彼船より小舟を遣はさ
らす又阿蘭陀船にて祝賀の砲を放つとも我船よ
り應砲を放つへす彼等砲を放つを長崎官廳
へ對して祝する形ハ我等の船に關する形
此言尤も可笑き我船の火薬ハ已に彼方に取上
りぬハ何をもし砲を鳴さん且我船に火薬は
しし四百に余る砲をつけ放たんと六時三
分を費すハ何れ阿蘭陀船のためにも病愚

の業を賜ふんや彼阿蘭陀船ハ此日来りて我船を
一里計を多れて碇せし阿蘭陀出帆せし我
船を湊内へ入る事約せられたるもいさゝ江戸より其
許へあるれハ其事形ノ第十一月八日に至り阿蘭
陀船ハ此所を出帆せし九日に官吏引舟数多を従へ
来り又第六時^酉に我船を引て湊の砲臺^{湊口の南東}北西^西の
の間十三尋^何の所^至碇せし^む海底ハ緑色の
ケイ石^此此時風ハ北東差東^形れ碇を船の南東
此側に投ず^の所^至市街よりハ二里を隔つ
し^里

平^ハ速に船を修理せんと欲せられたるもいさゝ使節
と進物^ハを上陸せし人^許を得たれハ船を軽くす
る所^を守りて修理を始し^切らす然るに奉
行^{する}支那の空船壹艘を遂に来りて江戸より許
の来り^来る使節及び獻物を此舟に移す^奉支那
船^ハ木碇^を別^ハ堅固の碇を曳^して^し里
其船を見^るに甚^ク粗糙にして使節の居所^ハ為
し^切ら^し且進物を入^る所^形仍^ハ此を辞^{して}
返^しぬ此時支那船制作の兼悪^{ある}をよ^く見
し^形

我船の泊所ハ初々替りたれどもキハツ鉢七猶我
等の受場所あれハ繼播棹楫等を皆かの所ヨ遣
置しる

第十一月二十四日我十月廿二日いひて江戸より音信那
ーハ聞し奉行ハ使節の旅館の預備あり通詞
を以て使節に傳へられあり江戸より命ありを
速ヨ旅館に移らるゝと但使節上陸に従者をも
従へんと議ハ前已に辞せし通詞ハメカサキ梅
旅館の圖を我等に示せし甚ク廣ク見し
此所の奉行常にその權威を示して又時として

仁惠を顯す事其實體を察し其心も初め
我船此所ヨ来し時我等に約束せし詞ハ皆虚言
なり又尔後通詞等此所ヨ江戸よりの往返ハ三ヶ
月を経るやうに亦ハ皆虚詞にてあるに已にケム
フル及トインベルク共々記せり如く此より江戸
より往返に二十一日を以て為し江戸より
命令を傳ふるも三十日に過す此所の奉行我等の
吏を執行しに總して江戸より指揮を俟て其
見ハ使節に容舎を與へ進物を上陸する吏も江戸
より命を得られし如く其吏を見ゆキハツ

木鉢を我等の道場へ貸たるは奉行の没断ある由
此を以て奉行の権勢乃限あり爰見るべし我等
長崎に來まると日本人にわたりて一太夫と思はる
に之れ此吏に就て左頭細の小吏といふこと盡く江戸
よを指揮を受るやうす形を通詞等の船より訪表候
度海にそのこと此趣を直よ江戸に注進する形に是の
口本人ハ甚く疑念深き故あるを又予察するに日本
にて國政を主る君をクホウサマと稱せし尚書の
重きハかゝりの命を得て爰定する吏と思はる今
度我使節を受るに之れ彼内裡ハ國政の如くをなされ

も此をかくりに告てその命を受る吏と思はる
此より由て長崎奉行ハ江戸よを指揮を受るのみ形
りす又都よをかくりの命を受る吏を見し使節
の從者此吏に就て奉行と議せし吏も奉行一人に
て其事を交し得ざるに明命此吏に始りしを
ハカサキに移しし吏にちやうと二十一日を
經たると其間ハ江戸よを命令有しこの形もす又
早く都よを命令を下せし形もす

〔注〕長崎に奉行一員ありて交替す我此より來りし
後第二の奉行此より來りし先の奉行は務り去りし

船れども我等更と就て此に留り居ると也

十二月十七日我土明使節上陸ムメカサキに至

る其時に用ひし船は肥前侯の船より其國より長
崎より廻りたる船の長百二十尺船中諸具皆漆
塗にして甚く美觀なるの階は赤色の木にて光澤あり
是も漆せしうごく見ゆ床に蓆を敷き戸帳は
好き織物を用ひ船の外に二行に結の幕を張
使節の船に乗移られしれは魯西亞國の旗を建
たせ元より肥前侯の旗章も亦使節の從者の船
樓の旗を立てたる所より並居たる長崎の番所にも新

しき幕を張り旗を建て歩卒美服を服して列座せり
さて小舟數十艘にて使節の船を引港より入たる光
景ハ實より大國主の威儀に比すべし也使節
ムメカサキの館に入りし門の扉を鎖し日暮の
頃其扉の鑑を使節の方に送りし也

使節船を出て後官吏二人来り多くの小舟より獻
物を受取りきたり大鏡をハ小船二艘を繋ぎ合せ
その上に厚板を並べ蓆を敷き鏡を置其上を緋羅
紗にて掩たる官吏に向ひ此の如き貴き物より
覆ふハ鏡のためにも形多し無用にせし

れを云ふれば、彼等聞かず是は我國帝への獻物
をれに敬ひて、かくし多き交あると答たり已に鏡を
其舟に積入られし一人の官吏其舟を守護して來
去せぬ

此時第一人の通詞に日本人は如何して彼大鏡を
江戸に送り届にやと問われ、擔ひやく、一と答
へぬ予謂我等々思ふに夫は成海しき交りらん
其人夫少とも六十人を切らる、一又遠路おれを
半里毎に人を稽し、彼又云日本にてを切りの
如きもの能はざる交り、二年以前も支那より象

を獻せし、此をも長崎より江戸より擔おせぬ凡
國家の命と恐れ、如何なる交りも滞る交り、必
その交を遂らさず、形を又或通詞の語に、此等
氷前支那の商船雜風にて、櫓舵を失ひ日本の東海
尾張の海灣に漂着せし、國法より異國船の我海
濱に漂着する時、直よこれを長崎に送り遣る交
をれ、右の船をも、如く長崎に送り遣るに數
百の引船にて尾張より大坂へ送り遣る長崎
に至るその引舟百艘に水夫六百人、人を八百人お
てを用ひ、凡十四ヶ月を往りり、その費用甚し、大なる

と云ふを以て察すべし。若其費を勵り實に其
船を、尾張より破却し支那人に、長崎より更に
その船を貨物を償ひ其の便許の便利ありん
るれ其國法取れ、其費を以て之を、為せり也
予此等の話より日本國政の趣きを察しぬ
第十二月二十二日我十一月我船を長崎港内より入て
修理す人きの許命江戸より來りたるを以て廿三日
朝十時辰辰北東風強く雨ありに官吏小舟にて
來りて我船を引せ港内より入陸しを四分里計を
隔てし阿蘭陀人の商館より出嶋と云ふカサキ

梅の間深さ五尋あり所々碇せしめり此日支那
船二艘この港より來りぬ又数日の後より四艘來り
又一艘ハ五島より雜船せしめてその船に人々を
日本船より長崎へ送り來りぬ
支那の寧波ニシホカより毎歲長崎に來り交易す船十二
艘あり其内五艘ハ第六月に來り第十月より去七艘
を第十二月に來り第三四月に返るを常例とす貨
物ハ砂糖象牙鉛錫諸布帛等あり茶ハ日本に産
すれども支那より運諭す見ゆ長崎を出帆
の時日本人我等支那茶を日本茶を撰り取

む我等日本茶を取し支那の茶より八分は
多思ふに欧羅巴人日本産を最好と賞する甚
称譽に過たず我等長崎に着る時奉行より使
節に贈られたる茶も支那の上品より劣りたる

(注)日本人の茶の緑色を貴む支那人を常に黒色
を用也

さて支那人の日本より得たる品を銅樟腦諸漆
谷雨傘乾海藻乾魚乾海龍の支那人最も貴茶とす
其外乾海藻乾魚乾貝肉日本人アロビと名くる
物支那人これを賞美せざるを試し美味

して数年を経て腐敗せず海船の修するに軍
用船支那船の数の前より大さく大抵同
量目の名二千石を計を積り
一四百日に計とも見ゆる
内二艘ハ五百トニ計とも見ゆる
物行李を揚るに九十二時を經る但其一も甚
不便に見ゆ貨物の總して包み切きて船上を直し
投出すや形を滑車にも帆網を用ひ重き物をし
厭をす投落するもこの時ハ支那人の船より日本
人も多し其の更に預る船も凡支那船此より未著す
る時ハ船曾舟夫共と皆陸の高館に上り其船よりハ

日本人来り^乘居り出帆の前より支那人ハ其
船より来り又貨物を揚るに古^期附望の大朝に
乗りて船を濱迄引揚潮の干と^きハ船を全く乾
け支那船ハ^いすれとも^害ありとも見ゆ但少
害ありとも親交の意あはれハ心を用ひぬ支と見
ゆの如く毎歲来り十二艘の外ハ長寄に預
け置支那船二艘あり是ハ日本人自己の物也如
用ひて既に我等にも貸あり^也且支那人の此所
にて勢微ありとも使節の居所ハある庫にてハ狭
て用ひたりす^し梅ヶ崎ハ近き所ハあり支那人

に属せり 庫二棟を我等々用に宛て^しに^し知る^也
高麗琉球ハ日本に近きれとも我等長崎逗留中に
一艘もその國ハ船来りを見ず^しれ日本人^トを
使節に送呈たる書翰に云へるに^し近き頃ハ彼等
の國ハ^ハ交を絶たる故ある^也と^しり^し 政邏巴
人をして寧波と長崎の間に航海せしめハ^たも便
なり^し如何と^しれハ長崎^ハ平^く寧波の東に
して其間十度を^るを隔川^モり^し風に乗^りて船
を^ハ運^しに^し僅に四日の行程^をれ^るあり

第十二月廿五日 我十月船の輕荷カハ船底にカ入る 二ヶ
トニ計を卸し船の修理をなすめぬ船の漏孔ハ兼
て我等ヲ考へたる如く前の方に何包て木キハ良材
をれと銅板の宜しかりきさるゆへに漏を生じた是
と見也今盡く日本銅を包み替へカ好くしんそ
思へとも此濱ハ土和らかりてカまきカカカの
水上に出るより船を傾ろを蝕カされを夫よりカ
届カ成カなけこれをつみ替へ是ハ兼り船の
修復に用ひ人品カ何に寄らカもカ任カせんと奉行
るをいカるカ銅板を乞カに速に都より取

よせぬ 照へられぬ長崎に何もなき 銅板ハ薄く
て大船の用に立カさるゆへ 亦も但その薄き銅板も
船の砲筒の覆及び小舟の用に備へカるれを是も
五百枚を乞受た是板又使節ハ江戸に送カ心得よ
てあるもさるり日本人の志カさるて其意ハ此江戸
よ望一貴官来りて使節に應對ある事カと聞かれ
使節ハ大きカ其勞の輕くあるを喜び居た也
千八百五年第一月十四日 我十二月 長崎より皆既
の月蝕に逢へし是れを云カりて其初虧を見
すホルカル名は「トコロ」ト「遠鏡を用ひるは」ラ

ムステニの遠鏡を以て測量せし但長崎の經度を
已に月の距離と星は凌犯にして之を測り定め故
此月蝕を以てその驗を取に及ばず日本人もこの
月蝕の事を其曆に載たれしその初虧の時刻を
阿部もさす予此序に日本人の天学を探り知らん
と欲せしむるも其證を得ざるを予其の詳しむ通
詞をも勤多しうのとして輿地經緯度の表に疎き
此國にも天学の表に身をいささか故ありや通詞
の言に江戸の少く北あり一府イセといふ所に
神社ありて其所に居る者に日月の蝕を預め占る

輩の事 然らば彼輩は天学に通じたるものあり
也や日本人もその隣國支那人の如く天学の意味
を心取たるや何事にも不学の通徒等はこれに
これを問聞（ききう）なり若使節江戸に往くもの
ホル子ル天学の表を取てこれに従ひ彼天学の神
社あり所に到らばその説を聞得る事と仰る人々
月イセヘルクの記に江戸に居る医者の内天
学を略おきぬたるものありしと若その類は者
に逢ひぬえ其術を知らずし知んきあり彼イセ乃
日月蝕の占は此國の曆に何れを以てその細詳れ

書ハ官に奉呈その畧記を國人のため毎歲彼

江戶に送呈致すといへり

第一月十六日我十二月十六日使節の旅館より急を招

きしつを往て見ると官吏二人その外通詞等来り

居し俄羅斯を送呈来り日本人の内一人自

殺せんとし剃刀にて頭に疵つけたるを傍人の

見とめて止めたる所は使節の従者医師ラニ

クスドル有合せ速に其出血を止め療治せん

せし看守等これを支へ奉行に訴へ檢使の来り

た其後に置しといへラニクスドルもエス

バルクも之を療す多量を得ず程経て日本の外科
と内科を来りて療治せし所は但その疵ハ元より
危き目の疵にてを治らざるを

注日本の外科ハその頭髪を剃り内科ハ全く

剃去れり

初め我等此所を来りて時直に奉行より使節を

云送呈し俄羅斯を送呈来り日本人を受取人

と云し使節自ら是を日本帝より出すといへる

へて彼を渡さざるに其後日数経て奉行より前

のといへる云したまはる使節も前の如く答へて肯

〔注〕長崎奉行も同じく然り

予思ふ此の如き貴官を此所に来らむるハ使
節を江戸に導くためのこゝに在りて又
通詞云あるハ日本官吏ハ第四月初に在俄羅斯船
の此所を出帆すやうに討ふてと云へるに同
月廿七日奉行より通詞を船より来りしめ我船の修
理幾日許りにて成就すやうを探らしめぬ此より由
て予船の網具を取揃へしむるを早しめ又日本
人より船の修理に用ある品々を早く與へられよ
と催促せしめぬ

第三月十二日 我二月第一の通詞助左衛門使節の
許に来り告ありハ使節自ら江戸に至るに及ハす
江戸より一人の貴官近日此より来り使節に應對
するに此より由り船の備整ひある直し出帆しカ
カハへ帰るの用意す又僅の物たるも同日
本地より買來むるす但船の糧料ハ官より凡
五ヶ月分を備へたるなり

第三月三十一日 第四月一日 我三月二日に當り思
は長崎に祭祀ありハスメマツリと名くし保按上
祭りその習ハ親よりその女子に偶人を贈るもの
あり

とするなり此祭の趣意ハ^聞得されども日本人の
重す多^事見也此二日の間ハ我船の小舟此
修理に雀^ハ工人を陸地^ニ遣^リて休^ムし^ヤす^ル
ソ^レニ

弟三月三十日^{我二月二十日}弟十一時^{二時}江戸より貴官
来着^所望^レこの官人^即ち使節と應對^シ多^クき^キの
りて弟四月三日^{我三月四日}より^多の^多を^一ち^マす^ル
對面の節礼義の方ハ使節ハ^欧羅巴の礼に従^ヒて
日本の俗^ノ習^ニ及^ツすと^思は^レ凡^ソ日本人^ハ礼習^ヲ
甚^クしく^身を^屈め^伏す^也に^欧羅巴人^ハ賤者^ト

い^ハし^ニこれ^ヲ為^シ堪^ス又使節の官人奉行に見
ゆ^ル時ハ佩劍^ト香^ヲを^脱す^ル又椅子^ヲを用^ヒす^床
の上に居^ル進^中使節^ト有^輿を用^ヒ従者^ハ歩
行^スル^也

弟四月四日^{我三月五日}始^メの對面^ニ使節^ノ旗章^ヲ
飾^マる^船乗^王従者^ハコ^ヨル^官フレ^テリ^キ名^人甲
比丹^ヘワ^ドロス^ロイ^ラナ^ント^官コ^セン^フ名^人医^官
ラン^グム^ドル^フ名^人ホ^フラ^ド名^人ホ^フセ^名旗^士等
多^ク出^島の北^多港^ニエ^セル^タフ^名貝^殼坂^の義
人^等と^ソ所^上を^上陸^シ彼^官人^等と^對面^シ禮^義終

ありては、然れども國法にて日本人を外國へ遣りて能はず此より由てその進物を受さず取るといふ使節の返答は如く落着しし我等此より利を得るべき形にありて先年ラウスマンの時より得たる長崎に到るべきの許し文も先び日本人と俄羅斯人之との交りは此以後日本國に变革ありにあつたれば永く絶へぬと云ふに成りて通詞等、使節に詣りて云ふは今日日本より俄羅斯と交を絶事ハ日本より於てハ快しと云ふ事ありて都及び長崎に於ては殊に其返に騒ぎき説は是れと曰日本は其返

りて落着せしむるも曾て取らるる俄羅斯の交易より更に日本に來らざるも損七あるとせす

〔注〕千八百六年及七年文化二年のエイテナント

ホーランドの日本の北辺蝦夷地に到りて江戸に大き形多騒動ありしは此返日本人の意に我使節を受さずと云ふ起りたるを思へり我

等後よ聞けり

第四月十六日景保按十六日とは終りの官人の對面にて其返終ると直に日本人より船の糧料を送りて我船夫等ハ出帆せしむるの嬉しみて目さす

働き一日の内十六時^八の間休息せず勤めて船を
出すの装を調ひたす但日本よきも小舟並に人夫
を賃して其変を助けぬゆへに第四月十六日に今
出帆の備整ひぬ

奉使日本紀行

吉地 盈 譯

高橋景保 校

第十三篇 長崎湊の記

今先因に政邏巴人の始り日本を見出せし
事を辨む

政邏巴人の始り日本國を知らるゝ有名の遊士「ロ
ブクイス」とマルコ^{ポロ}を最初とす自注此兩人
を千三百年
代の半に爾後千六百年代の半に波尔杜尾のハ
遊歴せし
ナント、メンデスビントとソムとの千五百四十二

年天文海賊の魁たる廿三ホチカ人の媽港より琉
球に遣る支那船に乗し日本海濱に漂着せしより
日本國の吏を始めてたしりにせしとある此是ハ千
七百五十年
四年把理斯より著然るに同年又波尔杜瓦ル人三人
せる書に出せし著然るに同年又波尔杜瓦ル人三人
日本薩摩の海濱に漂着せる所とこの三人と彼
ビントと何き先何き後あるや疑へし此より
サ後伊斯把你亜人も日本に至る此國と非利皮
那諸島と遠かりされ此間に質遷せし利益ある
るきを察せしと然共尔後此より至るを物し此伊斯
把你亜人も元其質遷にして日本に至るに所を只

船の此より漂着せしより其後千六百九年慶長
十四年
マニラ島の内諸の總管新伊斯把你亜に航する途
中日本海上北緯三十五度三十分の所に其船を
破り日本海濱に漂流しあるを日本帝より被徒を
諸厄利亜のラクムスリ船に託しアカフルコ北
墨利
加の墨是可部に送りしより此より由て千
十六百
十一年慶長
十六年伊斯把你亜王より使節を日本に送り
多く信物を存りして謝せし尔後日本にて耶蘇教
を禁絶せしより伊斯把你亜人も波尔杜瓦ル人も
日本に到るを禁せしを好此時に當帝阿蒙陀因

と七列一叙^致自立の国とあり頗る富強にして印度
地方の交易を専らせり然るに未だ印度中に其領土
地あり伊斯把你亜波尔杜瓦人等の如き大利を
得んとし日本と交易を専らんと欲し其意
終に幸はなりゆきたる也其初阿蘭陀船一艘日本
の東濱に着きたる也是ハ千五百九十八年^{慶長三年}彼国
海船總管マールホ及びヒシモン、テコルデスハ令にて
テキセル^{和蘭国}ソイデルゼーより東印度に遣る
高船五艘の内一艘にして其按針役の首ハ諸厄
和亜人にしてイルリアム、アダムスと云るもの也

彼阿蘭陀船四艘をマケラト^{南亞墨利加}の海峡^{南亞墨利加の海峡}
南海に航せし時に盡く破船せしりアダムスハ船
の^{獨り}雄を免れ千六百^{慶長五年}年^{五月}四月十九日に
日本豊後の港北緯三十五度三十分^の所に着せし
なり此アダムス幸に日本帝の意に適ひて厚く恩
を蒙り本國に歸るを留めて日本に逗留せしむ
此^{慶長九年}阿蘭陀人よりバタビアの商侶に傳ひ千六百
九年^{慶長十五年}阿蘭陀の東印度高館より高船一艘を裝
ひて日本に送りアダムスに依て交易の許を請け
るに速に許を得て遂に千六百十三年^{慶長十八年}平戸に

その高館を開きぬ此より今に至る阿蘭陀人幸に
日本に質遷を乞ふを免れ毎歳に船二艘といふ
とより日本に送るる後波爾杜瓦爾人の夏に
よきて阿蘭陀人も一旦日本を遂行せられしより
六百四十一年寛永七年平戸の高館を出島に移り籠居
せられし也諸厄利亜人も同年にフタムスの紹介
にて平戸の高館を置るを許され利所を交易を免
されし間もあしり
せられぬ

注云エシチカスの十ハルヒストリイ書に此時
日本帝よりヤマブ王に質遷の約を祈せし所の

書諸厄利亜東印度高館の甲比丹ヨハレ、サリスと
日本官人の名を載たる所を見るとりて
但何故もせしや縁故を知らず諸厄利亜人の日本
よき逐行せられし輩の數に何れも是阿蘭陀人の
彼国よき歸りて語るる所も其後諸厄利亜人數
々日本に質遷を請ければ成らば千六百三
十七年寛永十四年諸厄利亜船四艘を海船總督ウチ子ルの
令にて媽港小送るる所より彼所より交易するも夫
より長崎に至るし又其許を得るも

(注)此夏エシチカスの記を見し

千六百七十三年^{延享三年}又諸厄科亞船一艘を長崎に
送る事あり又交易を許さる諸厄科亞加州見第一
世王を波爾杜瓦爾王姫と婚せしむに由て日本人之
を拒きたる事あり千八百三年^{享和三年}即我等より俄羅
斯国より船を出せし頃或人日本に船をよせて少
しく試みる事あり又功あり然ればカルキエタ^{加見鳩}
西類地の各諸厄科の諸厄科亞商某一船と装ひ甲
亞人の據る所あり此丹トレイを以て貴品を積り長崎に遣りしに日
本人令して二十四小時の内に日本海濱より退り
しめし又千八百一年^{享和元年}及び千八百二年^{享和二年}

亞墨利加通高の船にて試みる事あり同じく功
ありしとき拂郎察人の日本を訪ふ者あり
如此既に二百五十年未だ暹羅の諸國の人日本を
伺ひ^殊時に長崎の二百年已未毎歳未だ通る事あり
いさゝ其地の徑緯の實測淺港の精圖等暹羅人の
手に成るものを見せしケンフル^{カル}ホイキス^ト
ベルク^レ等々長崎の徑度を記しし事も皆詳あり
且淺の圖をケンフルの載る事あり其誤り多し如
ルリイムブレの集めし萬國地圖の第四冊に長崎
図板あり是諸厄科亞人及び和蘭陀人の記録あり

取る所あり然共是又ケレフ此の図より好といはる
るうらす只其圖中日本南西海濱北緯二十七度に
ノモ岬長崎及びその湊を圖したるハ頗る審にせ
しよとの見たり又最審ありと見ゆるハ掃郎察
地誌家ハルヒイ、テエ、ホカケの圖集にデントレカステアラ
キスの遊行めて得る所ラヒラレシルの著者を附する
りの形りとの徑緯ハ我等々驗る所に僅に差よの
予思ふに斯く符合するも又是偶然に出るよの形り
如何と形りを千六百十二年慶長十七年の月蝕を測量せし
外ハ長崎におゐて星学家の測量を為るれを形り

此月蝕ハ媽港と共ニ長崎と共に測して兩所の子
午規の差一小時を得たり媽港の經度ハ百十三度
三十七分十九秒自注此出所下の條に詳なり 而れハ即長崎を
百二十八度三十七分十九秒形り真徑と比するに
一度四分度一を差へ且近き頃星家の長崎を以て爲
せし測量ハ予之を知らる形り景保按此真徑と
りよきと誰り実測
ありや知るへくも此千六百十二年の月
蝕の測考把理斯の學校の記録中に載る所下條
の如し

千六百十二年慶長十六年十一月廿五日
十月 阿レニイ及

エレマシ 共ニ媽港に於て月食を測るに其初虧第一
八時三十分復田第十時五分あり又スピアラ長崎ニ至るを測るに初虧第一
 九時三十分あり此に由て知る媽港と長崎と時差
 一時より十五度を為る川把理斯より媽港を百
 十一度二十六分長崎を百二十六度二十六分東に
 上とす

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 日本、長崎、初虧）

媽港に於て月測る

西月日 千六百十二年十一月八日

日本京師 八時四〇分五六
 和蘭時差 八時一七分四二秒
 初虧 八時三十分 今長崎 八時一七分四二秒

右の内マコウ和蘭の里差を長崎マコウ一時とす

和蘭月日とす 七時一七分四二秒

即千六百十二年十一月八日 一時一二分八秒

日本慶長十七年壬子十月十八日 二十一時五三分一四

媽港に於て月食測量其年月日西洋曆日を用ひて

千六百十二年十一月八日 一

初 八時三十分復 十一時四十五分

同書把理斯媽港距度百十一度二十六分と是に
て里差を求め即七時二十五分四と相なり以て右
測数を減して先把理斯の数を得て而して日本所
當の月日を求む

把理斯

千六百十二年十一月八日

初 一時四分一六秒復 四時一分九分一六秒

本年日本年記慶長十七年

本年根日時分閏十月二日時四八分五六秒

前年癸十一月大冬至廿一日十二月大

本年正火二小三大四五六小七大八小九小

西本月賣日 三百〇四日

全相距日時 初 三百十二日〇一時四分一六秒

本年總日時 復 三百十二日〇四時一分一六秒

余日九日 初 三百二十三日〇一時五分一六秒

當日本慶長十七年

初 十月十八日午後二十一時五三分一二秒

復 圓同十九日午一時〇八分十二秒

スビフラの測量ハ初稿のミにして全カクされ
 長崎の徑度も審譯ゆゑ但媽港の徑度ハ既に二
 百年前にかゝ緊密の測量所ミハ奇とミ爲レ此
 測ハ近新の精測ト僅に九分十分の差あり其緯度
 にかゝてハ千六百十二年古の測量家フレニイ及び
 エレマニメ測定セハ所ハ二十二度二十三分なり
 甲比丹ビユ子イウ南海發明の測量記に長崎の徑
 度を測ミまゝを載セその測ミスビノラレの測ミ従ハ
 別にこれヲ測レト今の実測ト僅に差ハるのミ其
 測ミ百三十度零六分東トミ是ハ對馬の經度ト

其島と長崎の距離離ト測テ此徑度を算定セ也
 是對馬島北隅の徑度ハラベロウセ及びプロントンの
 測ミ所トケレフル及ハレステイルの算考も其徑度
 の差ト比較折衷セるとも也即對馬北隅の徑度左
 の如ク

- ラベロウセ 百二十九度三十七分
- プロウグトレ 百二十九度三十分
- 其中數 百二十九度三十三分三十分

(注)ラベロウセの著を圖に對馬島の北隅を百
 二十七度三十七分又ゲレーニイウの東百二十九

度五十七分と云ふ紀行第十四篇にも載るラ
ベロウヒの對馬の徑度と云ふも百二十九度二
十二分とせしものなり景保按教意不通
始く直譯は從ふ

對馬と長崎との徑差ケラルを四十分と一ハレセラ
イレを二十五分とを其中數三十二分三十秒也

(注)對馬と長崎の子午規差ハ今三十九分と定む
此より由り百二十九度三十三分三十秒に三十三

分三十秒を加へて百三十度零六分あり
コレノイサンセグステムス書にを徑緯度の考を擧ぐ然
とも長崎の緯度ハ十三分の誤と仰り又千八百

三年享和甲比丹トレイの測り所ハ尤も實に述り其
測ハ長崎を北緯三十二度四十五分徑度ケレトレイク
の西二百二十九度四十五分とを此測定の説を司
イントスナ列に予ハ語あり只此を諸厄利亜
の人東印度に航海せしと云ふ所のより傳ひ聞
所あり此甲比丹トレイは長崎に右に僅に二十四
小時^{十二}の間をぬる其測する徑度の予ハ實測を
半度を違へりとも答むへりともその緯度の違ハ爰
に云ふを

長崎の夏ハ政邏巴人彼為る隱をも云ふ此航海に

驗知せるたゞを點止せしに予又阿葉陀人の如
事を隱そよものと謂ふ一因て予務て此に關る夏
も記して後考に備元旦世に傳へんと欲し是我國
家の我輩に命する所なりて務て世界未審の夏を
驗明せし一端ありを知ら

吾輩長崎にありて諸測量をあらじ其國の禁割多
く其海湾を舟にて巡見し及び其所より上陸する
夏も所々をせんも長崎港の測量は苦辛して明
細に終に此記を著し夏專らホル子ルとロウエ
ンスラレンの力を借て成就せしなり是船の有し木

鉢及び梅ヶ崎の如き所を以て測量し彼此隅角の
測敷を集め相比し以てその地徑緯の定格をせし
なり然共前にあるとき國禁に遮られて港口の西邊
の小湾長崎灣を知らる諸島間の江瀆カナル及び長崎の
北側等を詳に觀る能はず暗殊に長崎の南西湾口を
も見ざるを深し遺憾あり島間の江瀆は礁石多く
日本人は只小舟を以てその内を往來するのみ審
み意を用ゑ大船をも其内に入らざるなり此
港を無双の好港なりて港の出入は西口ありの理
なり其船行の常路の外も深きと我等が測る知る

處あり此水底を測るも日本人を快とせしむるも
我輩絶へ之を測る也今此記にて航海者の為
碇泊の所を明をよるも予尚此は星学航海術
及び候気術に考索する試験を附して頗其明備を
要する者也

長崎港口は北緯三十二度四十三分四十五秒西徑
二百三十度十五分なりて南を野母岬北はセウ号
岬按白瀨を以て大湾を成す所謂九州海湾の中央也
五島岬は北緯三十二度三十四分五十分西徑二百三
十一度十六分なりて此港口は其東北五十一里なり

五島の東隅より此港に到るは僅に三十三里あり
思ふに五島より北東に續るセウ号岬に至る一
連の小礁島を以て相接して其間に船を入るる
さるる日本人は只小舟にて渡りしるる長崎
港口に針路を取らんに標的の及ばざる所ありしを
長崎の海濱は甚く多山あるを標的とせざることを明
著あり野母岬もセウ号岬も其地高あり之に
及して長崎の地は高山に囲み其山嶺平なる中は
南側は一高尖峯聳起て著し按彦山を付し其峯は港口
の南側の東にあり港口は入るの針路は五島と九

洲地の中間北差東に向ひ夫より又直に東に向ふ
時ハ港口の中央を指ありかくのこく向ハ遙に長
崎の後あり山を見へし港口は遙く九里十里に及
一玉其南側に一樹独立する島を見る是伊王島也
此樹ハ相隔つ莫十里にして南の東八十五度之
を見其正線上に前よりくる尖峯を見る也此標的
に由れハ港口の針路を誤る莫れり然るに九
列の地を見得て直に針路を野母岬に向け其濱に
沿て航するハ風少く潮疾くして礁に觸まんの危
険甚とも其港口北緯三十二度四十分の所ハ容易

に至りしハ然れ共甚ハ危殆あるを以て此ハ針路
を取らざるべきなり又此ハ野母岬の南隅にして北緯三十二度三
十五分十秒徑二百三十度十七分三十秒にあり此
岬ハ数頂あり山ありて遠くこれを望めハ一島の
とく近けハ其前に一礁の著しき所也此岬と港口
の間に礁石小島多く高く聳へたるあり又其内に
長崎湾のハイベンベルク島^{高鋒}の如く麓より頂まで樹
木繁茂するあり此礁嶋の後ハ湾曲あり其南濱ハ
平野あり田畝あり此より深く陸地に入て總て多山

重畳し長崎の北東に連る皆樹木繁茂を野母岬の
後は南東に向ふ濱所此に深き湾曲あり日本人
の圖にアリマ湾と名する成一我輩の至らざる處
あり其地の尖端北緯三十度三十二分徑度二百
三十度十一分と云景保按よその地の尖端と云りの
何地なるや疑り緯度も又誤り
セウロ岬を野母岬と云ふ北の西十一度三十分
ありて二十五里を離る港口より北の西三十一度
にして十七里半を隔り北緯三十二度五十八分三
十秒徑度二百三十度二十五分と云此岬は甚く高
峻なり其地は南東の地低き故著しく見ゆ其

低地より漸く北に至るに従て高くなりノモ岬より
山多し其岬の南に諸小島多し其内岬に近く最
大を十トシマと云其最南なるをキトレマ景保按よ
此二島當
の岬と云此二島の我船北海湾に入し時第十月
八日我九月と港口は初め碇泊せし所なり同月九日
とに見たり也第四月十七日文化二年三月十八日我船此を出
る時ハ天氣雨し此海湾の北部を見たりき然其
ホル子ルと口ウラステルは其日の午正に各地
の隅角湾中の礁島を望み測る前の第十月八日九日
の測量と比較し諸島の位置並にセウロ岬の測量

を定めぬ

長崎港外に三道の碇泊所あり第一最外あり第二最内あり第三最内あり其内部あり此港口南ハ伊王島の北端北ハ福田寄

(注)此岬ハ別々名あり其色の名ハ従ふ此色ハ大

湾に遠かりし所盈按ハ福田村を指すにあり

を以て港に入の門とを其西岬端北の東と南の西と四十度にして其相距二里と三分里の一也港口の中水深三十三尋我船此ハ碇せしに其海底ハ細

りる灰色の沙あり此にて風外碇的所に吹又東差南東の又差東に碇せし其深二十二尋より二十五尋にして其底ハ粗き線色の片小石に細沙を覆えりり高鉾島の西ある碇泊所ハ北西風と西差北西風の外ハ皆防く所あり共其時不断北西のモウリニ風強かりしに船を泊せしに尤も安穩あり此碇泊所最も好き所なり初めハ我船八日其所に繫りて其碇を巻揚るに風も強りれハ皆力を極めて揚り也又再度此處ハ繫きしハ只一夜ありし之を巻回カを用ふり此故に若此所ハ長く碇せし

とも第三の大碇の代は只投碇を用て足ぬ
思はる我船其北側十八尋あり所は碇せし也此泊
所は西差南西に多山ある伊王島あり南北凡一里
半其島の山脊平地ありてその家居あり島の北
部山頂ノ半に一樹特立せるありて遠くより望
へく實は港口の表と一且海より港を望むの目的を
あきし一此一樹より北東に向て山脊の一部は一村
あり林を以て繞りて夫より四分里の一許に濱は
一礁あり我船の此に未し時満潮にて見へり
伊王島の東差南東は又一島ありカシマ鷹と云ふ

景保按鷹島は伊王島より南差西はありて香焼島
より遙は隔りあり爰は鷹島の西部を
指せ此西島の間に僅は半里を隔てて其水中に礁
あり支那船は此間を通行するを平安の航路とせり
あり鷹島の北東にカシマ島香焼と云ふ一島
あり是と鷹島との間礁多き狭き瀬あり恐くは
其端は狭地あり鷹島と相接する也我輩の見得る
所ありとも必其間の小舟をも通すべし
あり因て此西島の一端は相接するものとて
我圖にて載せたり也
景保按鷹島と云ふ原より
香焼島の西部を指せし固より
一島あり香焼島の北に礁多き島ありと云ふ此より

北東に在りて^四圍一里半計あり、アマヤブルの薩
尾島の^のと名くる小島あり、香焼島と僅に四分里の
一ををりし多し、其島の北東隅に守舎有、筋子あり、
木綿の幕を張て砲銃等の武器、見へて日本人の
言ひ、此島の周囲の水中に礁多し、漢人魚網を破る
故よりアマヤブルの谷ありと、アマヤは真網を去る
を破裂と云ゆ、最外の碇泊所、鷹島、香焼島、カクタ
イ島、アマヤブル島相次て南西より南東に延連す
其東二里を去て陸地あり、北東をバベンベルク島^高
と、北を神の島と、神の島の周りに二里許あり、西は

向て猶礁島数多相連す、其間に小舟も通す、
と見ゆ、神の島の小砂洲を以て繞ひ陸地とバベンベル
島とい、各狭き瀬戸にて、只小舟を通す、
多し、神の島の東隅に守舎あり、^陣シムボ^場と名く我
船の繫まる所、深二十五尋あり、其處より伊王島
の樹の南の西八十三度、バベンベルク島の北の東七十
六度、三十分、伊王島の北隅の北の西八十五度あり、
我船の出る時、殆んど前所と同く、深二十四尋
の所に碇せしなり、
中央の碇泊所をバベンベルク島^高の東にして四方に

土地の最内の碇泊所と同じく無難の所あり其
海底の碇を下に曳く最外の碇泊所に次て好
とて其西のバベンヘルク島ハ周リ僅に半里然共港内
諸島中の最も高きものなり特ニ山の西側下より
頂まで二行の並木ありて著しく日本人ハ此を高列カホコ
ガシニ区高年
林中斗鳥と云バベンヘルクの名ハ日本にて耶蘇宗を
逐奪せし時に法徒等此山より身を投たると起る
とありバフ兼語
僧侶を云其南西にハ細破る島香焼島鷹島
あり夫より稍々南に細き瀬戸あり海に通じ然共
其南西瀬戸の内外に小礁島多く相連まると見え

舟を繋ぐをバベンベルクに近きを無難なりとせしむ
り之ノ第十月一日我ハ月
廿八日の暴風の時に阿兼陀船と
最内の碇泊所に有て風よて吹流まねれり其時中
央の碇泊所に繋まる支那船ハ其碇も本木にて阿蘭
陀の碇より方々あり風よて引きまらむ其時
北南東の瀬戸の右の濱にして此より府に通じ其
北東ハ即長崎の府あり其北差北西瀬戸の左瀬の
一部长崎府神の島の間最外碇泊所の深さ二十
五尋にして漸く最内碇泊所に至りて浅く十七尋
とあり只意を用ゆべきはバベンベルクの近傍と此

對する陸地の近所にして外に船を行ふ危きところ
但バベンベルクの方に碇綱の長九十八尋より二十尋
を隔る絶て危き變り阿蘭陀船の出帆せし
時ハ猶此半もバベンベルクに近く通きり

バベンベルクの北東半里に一小島あり平にして樹木の
茂まりノスエミマと云嶺島の義あり其大さ殆んど
バベンベルクに容れ此島より百三十尋を去てキハッ
とくろ小湾あり深六尋より十尋に至る此所を
長崎港内にて船を修補するに便あり所あり如何と
なり湊の最内の濱涯浅くして船を寄へる事なし

形り木鉢の左濱を竹柵にて圍て我船を修理せし
地ハ僅に船の長さ程ありり

初て長崎に来り船ハ只真直に外碇泊所へ入るれ
とも我船ハ已に数里の外にて日本小舟に行逢ひ
て直に湊に向ふと得まりき日本船に導かれ
る其時南西のモウリン風を乘り危きを免り中央の
碇泊處に至るへきに彼日本人の教導ハ全く無益
の更にて夫ら多めり港の中をサの風にも
當りしき好らぬ所に二日の間船を留めたる形り
且日本の引舟百艘を引るに我船を引るに若

数多の引綱を切し先いきんうと大に心痛せし
 中央の碇泊所より最内の碇泊所即長崎府の北の東
 四十度に當り其相距二里と三ノ里の一なり其半
 途より一港の濶四百尋に及ばし其西側に砲守
 舎の如きあり然とも其牆壁の固めなりと見ゆ但
 此類の守舎ハ港の両邊所々に見ゆり港の濶五
 百十尋或ハ三百尋に過さる所も有り若日本人の
 所を堅固にするの法を考へて長崎ハ突に奪ふに
 可なる要害の地あり然共當時の有る白の政羅巴
 の負鄙ある澳村は異なり若一のフレカド軍船の若
大銃二十

扱り五十扱扱はに二三の焼打船を具したるハ日本
 人と備ふるものなり 人に二三の焼打船を具したるハ日本
 人力を尽し防くにありしなり 暫時の内に此所を
 焼七と一守舎に近き右濱は小湾ありて常々小舟
 多く繋まり察するに其深さ大船を浮に足ぬる
 長崎港に如此小湾数所あり前々小湾ハ其内乃
 第一とあり所にして其地の景色画ける如し
 港内の水底も中央及び最外の碇泊所の如く碇乃
 ために亘りかゝる其底細ありケレにして且港の
 南西海の方ハ打開て屏障ぬくハハベルクに近き
 所の風を防ぐものなり ナテスタ船ハ出島より四

百尋を隔て深五尋半の所に泊り出島北の東
四十度に當り使節の居所ムカサキは其所より
二百五十尋を隔てぬ梅ヶ崎に支那人の庫あり
其庫の一ニを我等も用に當たりぬ
木鉢と梅ヶ崎の緯度の実測を以て漢の圖に取ま
度数如左但長府等の其中央を取ま

長崎	三十二度四十分五十秒
木鉢	三十二度四十分十五秒
梅ヶ崎	三十二度四十分零二秒
出島 旗臺	三十二度四十分十八秒

港口

三十二度四十分四十秒

徑度の月の距離を測りて得たりホル子ルと予と
此所に來りしより各法を以て測り予を測り所の
月の西太陽の距離二百八十七を以て算して木鉢
の徑度二百三十度十八分零一秒を得たり
月の東太陽の距離二百七十七三
月の東太陽の距離二百三十度零二分四十一秒
是故に北距離五六四中數二百三十度十分二十
一秒

ホル子ルの測り所の月の西太陽の距離二百零四乃

中教二百三十度十九分〇〇秒
月の東太陽の距離二百六十の中教二百三十度零一分十秒

是故に此距離四六四の中教二百三十度十分三十五秒
又木鉢の徑度一〇二八の距離の中教に從ひ二百三十度十分二十八秒西府の中央木鉢の東〇二分三十五秒

長崎の^経度二百三十度七分三十五秒二百三十度〇八分〇〇秒

西港口二百三十度十三分〇〇秒

諸測の中教に從ひ羅盤の差最外と中央碇泊所^泊に
たのし一度四十五分三十六秒北西差とを
具針の傾ハ暴風の時に全く損したるハ之を驗し
知るゝ能はむ

我等長崎に着して初の三月ハ船を離るる故ハ
海潮の驗を為し能はむ之を驗せしハ只第一月第一
二月第一三月第一四月にして此時ハ最も細密^密なる
なり察針者兩人を以て前^前測りしハ又終
の六週日の間ハ毎日一時毎に之を測りて昏暮の
一時にハ八次或ハ十三^三次の測を以て其時ハ盡

夜平分の頃を以て自然の發明にもなりんと別而
意を用ひし也然共我逗留の月^月に之を為す能はざる
を遺憾なり但潮の驗は長崎の濱涯最も可なり
其所、暴風涛の妨なく其水常靜にして干満も正
しき故也阿蘭陀人の高館に閑暇多し其の一の杆
にて委しき海潮干満の測量も容易に成し彼ら
測量を願ふ所なり

潮の最高最低の測數、數測平均の數を以て定む
其潮の進退の間も漸測をわして其中數を取らる
朔望満潮ハ七時五十二分四十一秒なり總て最高

最低の始ハ朔望上下弦の後第三第四の潮なり最
高ハ第四月二日^{我三月三日}即新月後二日大陰地平視
差五十九分四十八秒其緯北二十三度十三分にて
潮の高十一尺五寸と風ハ北の徐風なりき最低
ハ第三月二十五日^{我二月廿六日}即下弦後二日大陰距最
高後三日晝夜平分の後三日にして潮の高一尺二寸
と風ハ北の微風なりき

長崎逗留六ヶ月の間我等務て氣候の測量をなせしに
此年ハ幸に好き氣候なり^殊時^殊は初三月ハ最良の
氣候なりを覺也是恐らく^前の大暴風雨の天氣

を洗條すし 清淨なりし。こゝに因りて人を平らし。毎
月の氣候を記す。

千八百零四年文化元年 甲子

第十月我九 此月ハ初一日の大暴風より引續て北
東風多く時々北西風となり又暫時ハ西差西風と
なり日々快晴にして廿四日にくもて二時計り雨
ふりたるのとなり 天氣儀の最高時日北東徐風の時
二十九寸九九最降曇日南西の冷風の時二十九寸六
二なり乾燥儀の大温の度ハ四々のともカユイト内ニ
置るる氣候儀十日朝九時辰時 二十度二を最高

と一 二日朝七時卯時 北東差東の涼風の時十度
四を最降とす但乾燥儀七氣候儀七日々甚と変り
易くカユイトに掛るる氣候儀ハ毎ニ四五度の變を
顯ハセテ朝六時卯時ノ日午に至る毎ニ九度十
度を差ハス此海灣毎日朝九時辰時 迄ハ露に覆
ひ此レためニ令温の變甚と一

(注)乾燥儀の大温の候ハ七十度大燥の候ハ十五度

より十八度なり

第十一月我十 風常に北東風なりしレ四日即新月
後三日下南の大風起リ雨降晝夜風東と南東差

南に廻り子夜に至り忽ち北風となりて暗きぬ十
三日も前のふとき大南風は暴風を兼ね是は望前三日
なり廿八日即新月前三日も大暴風東より起り教
時の間吹た露ハ適宜にして多き時ハ朝ハ屋を
水にて洗う如く古語の事に就て予も午申を夜露
に瀑し試みるに色を變する事ありとき此月
の氣候甚く寒し然共時々してハ甚く温まると寒
より急に暖まるとあり譬ハ十三日にハ氣候
儀朝ハ十度の温にして日午にハ二十度となり晝
後第三時末時にハ二十四度に至る其翌日同時にハ

十二度に減り又次の日ハ八度の温とあり大抵朝
六時七時脚ハ六度の温と過るハ稀にして或ハ四度
半四度となり天氣儀ハ大抵高く晴日中等の北風
三日の間も三十寸二五又三十寸二〇の間になり
南東の大風又ハ南風雨日ハ二十九寸六六ある事
も有り

第十二月我十此月末に三日南の暴風雨あり外ハ
皆快晴兼日にして雨ありと有り風ハ一二時の間
南西風起るの外常にハ正北風又ハ北差北西風
下寒込にして二度降り廿七日朝八時賑ハ一度半

降として無風なり...
氣候儀ハ七日に西差南西風の中等にして水銀を
日陰にて十六度に升り天氣儀ハ最高にして終月
三十寸を降らば又数々三十寸二〇に至る二十九日
南西の大風の時天氣儀散も早く十八時の内に四寸
を降る二十九寸七七と相り毎朝九時辰時まと
霧深く太陽の光暉を得て後暗る此霧ハ他の月に
も映暗の兆とをる也但南風にハ亦しも霧ありと
見牙燥湿儀の変ハ全く霧に關るや見也
千八百零五年

第一月 文化元年 冬ハ此月より始ると見也何者此
月ハ前月より甚く寒く譬ハ二日ハ北差東の風を
暗天ありとも水銀ハ極寒點の下一度に相り三十日
朝五時寅時にハ尚一度半を降る但晝後二時時未
にハ十三度半に外を如此九小時の間に升降十
五度を差ふ天氣映暗にて水銀の極寒點より降たる
を僅に二回あるのみ其他ハ一日の時刻に従て甚く
差ありとも中敷を云い由午ハ常に七度より十一度
に至り朝六時卯ハ三度より六度の間あり風ハ常に
北差北東又北差北西あり又南西或ハ南東風ハ毎

風雨烈レ但暴風雨ハ只南風のニ吹ルを北風にも
吹ルなり只一次北風甚く霰雪降り諸山暫時の間
雪に掩レれたるを見ル暴風雨の起ル前月の
如く只朔望の頃なり霧の多きと前月の如き稀ニ
して露多きを必ず快晴の兆なり又燥湿儀の大湿の
度を顕レと大雨久雨の度よりも稍高し天氣儀常
に最高にして三十寸に過ク

弟二月文化二年正月此月と弟一月とを僅ニ冬ノ月とを
此月の末に北風吹きも其氣候温にあり始メ
たるを覺ス風ハ常に正北又北差北西の中等なり

只朔望の前後に烈シ吹ルなり十九日十六日十七日
に北差北西の風をレ雪霰を降セり氣候儀を
極寒點の下半度に降ル又種々の風降ル数次なり
但北風ハ常に多く或ハ南西或ハ西差南西の徐風
も少シ然レも久シ吹ルを此月の
晝日午後忽ち南西微風とレなり一小時を過ス
して止め天氣儀ハ常に三十寸の上に吹ル只二十寸
西差南西風にて大雨セり時二十九寸六七に降ル
然共風その初に復シて又三十寸に外レり氣候儀
の最降ル前ニより如く其最高ハ南東の徐風正

午に十五度半又十五度四分度の一とあり、濕燥儀
の変ハ前月に同
弟三月職ニこの月ハ他月ハ比シバ此ハ暴風雨多ク
風ハ毎に南西にして烈しく或ハ北東風あり南西
風ハ常に雨を送り来る日本人云此雨時ハ南西の
モウソク風を以て始まる此風五月の始に強くあり
ありと常に翔望の前後三日に天気向き多く殊に
此月ハあれ多ク又春分の後二日に左南差南西
の大暴風あり我等長崎逗留中の大暴風ハ春分後
五日下弦後四日ありて二十五日夜中より廿六日

至り南西の大風起り廿六日朝南西より南東に廻り
後又南差南西とある其風疾甚くして晝後より大
暴風となり日本人も此を大シケと云へり天気儀
ハ二十九寸六四の高さ也然るに此月の十七日及び
二十三日の西日の二十六日よりハ向き少くして
反て低く二十九寸六一ありき千八百零四年弟十
月一日文化元年八月廿八日ハ此より三寸低かりき是ハ恐く
此所ニ繞る山嶺より天氣儀を以てかくの如く
不正の高をありしむるりの物らん先にシトヘラル
ハウル港にて驗する時の如く氣候ハ前月のより

甚く変り易く南風。次て北風と変り易き時を甚く
寒し氣候儀ハ二日と十六日に十六度なりを最高
と一五日と十二日ハ夫より十度或ハ一度半降ると
最低と乾燥儀ハ十七日の南西風の大雨に甚温
の度五十五度五に至る是れ我等々今までに見る
所の最高あり

弟四月廿三我等長崎を出帆せし十八日さて北東の
モウリノ風未と十分なりを絶て北風又北差北東風
なり四日より五日に至る朔後四日夜北差北東乃
大風雨なり次日快晴となり此より風徐にして天氣

好く十八日即望後四日我船出帆して後暫時に南
東の大風起り二日の間續き吹て後風静まり
時天氣儀此月の半までハ三十寸二分半の高なり
一々降る始り長崎にて暴風雨の時より低く二
十九寸四のとなり風ハ北東にて稍々強く但曇
暗の天氣なり氣候儀ハ四日北東又東差南東の徐
風にて終日二十度なり十七日ハ全く静なり日に
十八度或ハ十九度を高度と朝十時時より夕六時
晒ゆて其度にて保より十四日朝六時時に六度なり
を最早と大抵ハ八度より十二度の間なり

一、大陽西へ距離の數二百八十七
 二、東へ距離の數二百七十七
 三、右兩距離數合ナ五百六十四
 四、此中數平均數を二百
 五、三十度十分二十一秒
 六、西測北半
 七、ナル子ルの測

一月、大陽西へ距離の數二百八十七
此數度形や
又外に計之

或知り
 此數を以て測り得たる木鉢の徑度二百三十九度
 十八分一秒

東へ距離の數二百七十七
 此數を以て測り得たる徑度二百三十度二分
 四十一秒

右兩距離數合ナ五百六十四
 此中數平均數を二百
 三十度十分二十一秒
 西測北半
 ナル子ルの測

西へ距離の教二百〇四

此教を以て測り得たる徑度二百三十度十九分

東へ距離の教二百六十

此教を以て測り得たる徑度二百三十度二分十秒

右西測距離教合へ四百六十四此中教二百三十度

十分三十五秒西測抵半の教あり

於是又西人の測教を平均せし距離合一千〇二十八

中教平均へ二百三十度十分二十八秒

一府の中央長崎の府の本鉢の東二分三十五秒とあり

此教を以て本鉢の徑度二百三十度十分二十八秒

西の内を減へ二百三十度七分五十三秒長崎の徑度とさるる如し本書三十五秒ハ五十三秒の誤り

右徑度を測るに日月距離を用る某地合朔後某

日太陽南中時測る所の距離と原所にて兼て測り

得たる教と比較して時差を得る但月の視差拘り尤

此測法にて求る寸ハ其自行の疾きものを用るに

志りさる故大陰を用也飲

右卒考なり尚御勘考

Handwritten text in the upper right corner of the right page, possibly a title or header.

Main body of handwritten text on the right page, arranged in vertical columns.

高麗藏 (Goryeo Collection) - A red rectangular seal impression.

Handwritten text in the upper left area of the left page.

Handwritten text in the lower left area of the left page.

Handwritten text in the bottom left corner of the left page.



